

# ライフサポートステーション Can be+ 運営規程 (訪問介護)

## (事業の目的)

第1条 株式会社ホープが開設するライフサポートステーション Can be+ (以下「事業所」という。)が行う指定介護予防相当訪問事業の事業(以下「事業」という。)は居宅において要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定介護予防相当訪問事業を提供することを目的とする。

## (運営方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、訪問介護員等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名称 ライフサポートステーション Can be+  
(2)所在地 広島県福山市駅家町大字法成寺 114 番地 8

## (訪問介護員等の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する訪問介護員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2)サービス提供責任者 介護福祉士 2名以上(常勤 2名)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防相当訪問事業の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定介護予防相当訪問事業の提供に当たるものとする。

- (3)訪問介護員等 常勤 2名以上(うち1名は管理者、サービス提供責任者と兼務、  
うち1名はサービス提供責任者と兼務)

非常勤 1名以上

訪問介護員等は、指定介護予防相当訪問事業の提供にあたる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から土曜日までとする。  
(2)営業時間 7時30分から18時30分までとする。

(指定介護予防相当訪問事業の内容)

第6条 指定介護予防相当訪問事業の内容は次のとおりとする。

- (1)介護予防訪問介護費(Ⅰ)又は訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ):1週に1回程度
- (2)介護予防訪問介護費(Ⅱ)又は訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ):1週に2回程度
- (3)介護予防訪問介護費(Ⅲ)又は訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ):1週に2回程度を超える場合

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防相当訪問事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定介護予防相当訪問事業に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市(駅家町、御幸町、加茂町、千田町、郷分町、山手町、芦田町、新市町、神辺町)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定介護予防相当訪問事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。

- (3)訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - (5)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所訪問介護員等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束等の禁止)

- 第12条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1)身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (2)従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
  - (3)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

#### (業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (感染症の予防及びまん延防止のための措置)

- 第14条 事業所は、当事業所に置いて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。
- (1)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3)事業所に置いて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2)継続研修 年12回

(3)その他の研修

2 訪問介護員等は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。

4 介護情報の提供及び開示は、「介護に関する個人情報開示の規程」に定める対応を行うものとする。

5 事業所は、訪問介護員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、介護保険サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

7 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は株式会社ホープと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2021年6月1日から施行する。

この規程は、2021年9月1日から一部改正する。

この規程は、2023年4月1日から一部改正する。

この規程は、2024年4月1日から一部改正する。